

令和8年度 第1版

令和8年度より道路交通法が改正されていきます！

令和8年の道路交通法改正により、さまざまな交通ルールが変更となります。

すでに4月1日付で改正された主な内容は、16歳以上の自転車運転手に対して、「スマホ等のながら運転」や「信号無視」等の交通違反をした場合に交通反則通告制度（いわゆる青切符）が導入されました。（16歳未満は自転車安全指導カードを用いた指導警告）



自転車の交通違反一例

違反行為	具体例	反則金額
携帯電話使用等	スマホなどを手で保持して通話や画面を注視しながらの運転など	12,000円
信号無視	赤信号や黄信号で交差点に進入	6,000円
通行区分違反	車道の右側通行（逆走）や歩道の不適切走行	6,000円
公安委員会遵守事項違反	傘さし運転、イヤホンで周囲が聞こえない状態での運転など	5,000円

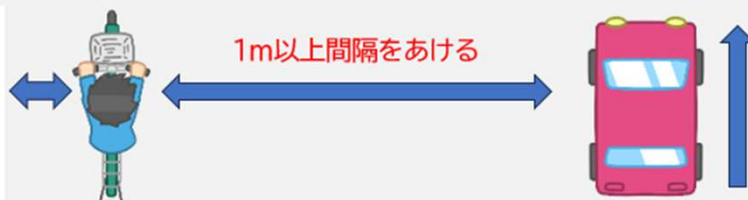


自動車を運転する側の観点からも、4月1日付の改正にて『自転車の追い越しに関するルール（側方安全間隔不保持義務違反）』が制定されました。これにより自転車を追い越す際には一定の間隔をあける、もしくは速度を下げる事が義務とされました。

【側方安全間隔不保持義務違反（自転車を追い越す際の新ルール）について】

追い越される際に道路の左側に寄って走行する

時速20～30kmで通過（間隔があげられない場



もし、側方安全間隔不保持義務違反に該当すると...

自転車の場合	自動車の場合
反則金5,000円または5万円以下の罰金	反則金7,000円、違反点数2点

さらに9月1日付にて、主に「住宅街等の地域住民の日常生活に利用される生活道路」における制限速度が【時速60km】から【時速30km】に変わります。

対象となる道路は「道幅が狭いところ」や「見通しが悪い場所」が多く存在するので、日常から安全運転や思いやりの精神を忘れず運転していきましょう！



令和8年8月より高額療養費制度が改正されます！

2026年5月29日に国会にて「医療保険制度改正法(健康保険法の一部を改正する法律)」が成立し、医療保険制度の持続可能維持目的、現役世代負担抑制やセーフティーネット(社会保障)強化の観点から、8月より高額療養費制度についても見直しがされる事になりました。

●具体的に何が変わるの？

高額療養費制度について、今回の改正で大きく変わる点は下記の2点になります。



高額療養費制度の見直しによる主な変更点

①段階的な**月額自己負担額の上限引き上げ**

②高額療養費の**年間自己負担額上限が新設**

①「段階的な月額自己負担額の上限引き上げ」

2026年8月より第1段階→月額上限の基準額が**4～7%引き上げ**

2027年8月より第2段階→所得区分が細分化され、**最大38%増**

※650万～770万の年収の方…8万5800円から11万400円まで引き上げに

月額自己負担額の2段階引き上げ例

年収	月額自己負担額の上限(円)		
	現行	2026年8月～	2027年8月～
650万～770万円	80,100	85,800	110,400
510万～650万円			98,100
370万～510万円			85,800

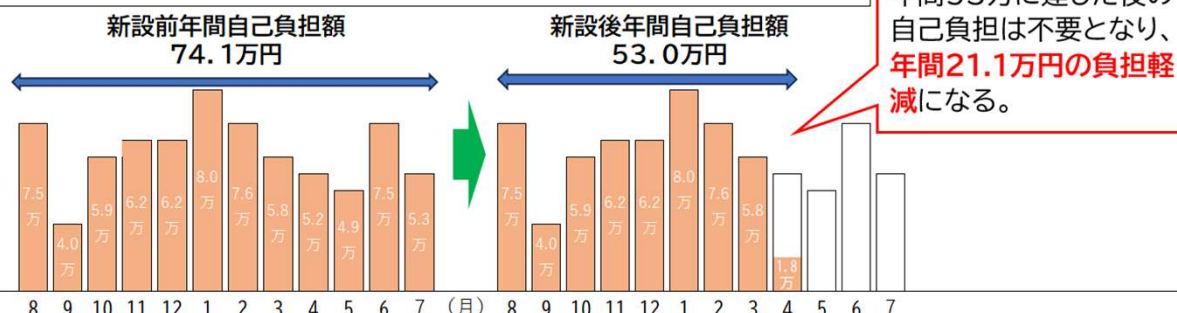
②「高額療養費の年間上限の新設」

月額自己負担額の上限引き上げにより、長期にわたり高額な医療費がかかり続ける方への負担が増す事を考慮し新設され、**所得区分に応じて上限が異なります。**

対象となるのは**8月～翌年7月までの1年間**で、年間上限額に達した際には、それ以上の自己負担については還付される仕組みとなります。

◆年間上限の新設による自己負担額の違いについて

(例)年収約330万～770万の方が多数回該当に該当しなかった場合
※多数回該当とは・・・年に4回以上月額の高額療養費上限に該当する方の自己負担額を更に軽減する制度



※**差額ベッド代・食事代・自由診療代などは高額療養費の対象外です！**

高額療養費制度の改正を受けてのポイント

- ・短期的に高額な医療費に対しては割高になったが、年間上限の新設により長期で高額療養費が発生するケースの場合、負担額は軽減されることに。
- ・自分の自己負担上限額がどれくらいに変わっているのかチェックし、生命保険などでどれだけ補填が必要か見直す機会である。